

第2 事業の状況

1. 業績等の概要

以下、平成29年度及び平成30年度の各勘定別の損益状況等について記載しております。

(1) 一般勘定

一般勘定は、福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業及び社会福祉振興助成事業の4事業を統合したものです。

平成30年度の経常収益は福祉医療貸付金利息等の自己収入の他、運営費交付金や利子補給金、助成費補助金等の国からの財源措置により43,818百万円、経常費用は財政融資資金の借入れにかかる支払利息等により46,694百万円となったこと等により、当期総損失が2,875百万円となっております。

なお、この当期損失は、通則法第44条第1項の規定に基づき次期繰越欠損金として整理しております。

○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成29年度	平成30年度	科目	平成29年度	平成30年度
経常費用	43,050	46,694	経常収益	45,221	43,818
福祉医療貸付業務費	40,394	43,813	運営費交付金収益	1,666	1,572
経営指導業務費	371	401	福祉医療貸付事業収入	42,623	40,922
福祉保健医療情報サービス業務費	618	628	経営指導事業収入	52	61
社会福祉振興助成業務費	678	946	福祉保健医療情報サービス事業収入	4	3
一般管理費	986	875	社会福祉振興助成事業収入	5	9
雑損	1	28	補助金等収益	589	652
			寄附金収益	0	266
臨時損失	-	-	資産見返運営費交付金戻入	274	300
当期純利益 (又は当期純損失)	2,963	△2,875	財務収益	-	0
当期総利益 (又は当期総損失)	2,963	△2,875	雑益	5	30
			臨時利益	792	-

(2) 共済勘定

平成30年度の経常収益は111,924百万円であり、経常費用は106,737百万円となっております。また、法令に基づく引当金等に係る臨時損失は6,378百万円、臨時利益は1,208百万円となっており、当期総利益は16百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第44条第1項の規定に基づき積立金として整理しております。

○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成29年度	平成30年度	科目	平成29年度	平成30年度
経常費用	103,147	106,737	経常収益	108,575	111,924
退職手当共済業務費	103,049	106,637	運営費交付金収益	621	593
一般管理費	97	99	退職手当共済事業収入	57,852	60,760
雑損	-	0	補助金等収益	50,059	50,536
			資産見返運営費交付金戻入	41	33
臨時損失	6,366	6,378	財務収益	-	0
当期純利益 (又は当期純損失)	58	16	雑益	0	0
当期総利益 (又は当期総損失)	58	16	臨時利益	996	1,208

(3) 保険勘定

平成 30 年度の経常収益は 20,604 百万円、経常費用は 21,314 百万円となっており、経常損失は 709 百万円となっております。

また、臨時利益として心身障害者扶養保険責任準備金戻入益を 4,789 百万円計上した結果、当期総利益は 4,079 百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき繰越欠損金へ充当したうえ、積立金として整理しております。

○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 29 年度	平成 30 年度	科目	平成 29 年度	平成 30 年度
経常費用	21,240	21,314	経常収益	22,103	20,604
心身障害者扶養保険業務費	21,199	21,285	運営費交付金収益	101	103
一般管理費	40	28	心身障害者扶養保険事業収入	22,001	20,500
雑損	0	0	資産見返運営費交付金戻入	0	0
			雑益	0	0
当期純利益 (又は当期純損失)	1,621	4,079	臨時利益	757	4,789
当期総利益 (又は当期総損失)	1,621	4,079			

(4) 年金担保貸付勘定

平成 30 年度の経常収益は、年金担保貸付金利息収入等により 1,085 百万円、経常費用は業務委託費等により 1,223 百万円となっており、経常損失は 138 百万円となっております。

なお、臨時利益として貸倒引当金戻入益を 1 百万円、前中期目標期間繰越積立金取崩額を 136 百万円計上した結果、損益均衡となっております。

○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 29 年度	平成 30 年度	科目	平成 29 年度	平成 30 年度
経常費用	1,262	1,223	経常収益	1,158	1,085
年金担保貸付業務費	1,189	1,153	年金担保貸付事業収入	1,144	1,064
一般管理費	73	70	資産見返運営費交付金戻入	0	0
雑損	-	0	雑益	14	20
当期純利益 (又は当期純損失)	△100	△136	臨時利益	3	1
前中期目標期間繰越積立金取崩額	80	136			
当期総利益 (又は当期総損失)	△20	-			

(5) 労災年金担保貸付勘定

平成 30 年度の経常収益は、労災年金担保貸付金利息収入等により 16.7 百万円、経常費用は業務委託費等により 20.9 百万円となっており、経常損失は 4.1 百万円となっております。

なお、臨時利益として貸倒引当金戻入益を 0.0 百万円、前中期目標期間繰越積立金取崩額を 4.0 百万円計上した結果、損益均衡となっております。

○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 29 年度	平成 30 年度	科目	平成 29 年度	平成 30 年度
経常費用	21.0	20.9	経常収益	17.8	16.7
労災年金担保貸付業務費	18.9	18.8	労災年金担保貸付事業収入	16.8	16.3
一般管理費	2.1	2.0	資産見返運営費交付金戻入	0.0	0.0
雑損	-	0.0	雑益	0.9	0.4
当期純利益 (又は当期純損失)	△2.9	△4.0	臨時利益	0.2	0.0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2.9	4.0			
当期総利益 (又は当期総損失)	-	-			

(6) 承継債権管理回収勘定

平成 30 年度の経常収益は、年金住宅資金等貸付金利息収入等により 17,215 百万円、経常費用は業務委託費等により 1,625 百万円となっており、経常利益は 15,590 百万円となっております。

また、臨時利益として貸倒引当金戻入益を 426 百万円計上した結果、当期総利益は 16,016 百万円となっております。

なお、この当期総利益は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき積立金として整理を行った後、令和元年 7 月 31 日に機構法附則第 5 条の 2 第 7 項及び同法施行令附則第 5 条の 2 第 3 項及び第 6 項の規定に基づき、その全額を国庫納付しております。

○損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 29 年度	平成 30 年度	科目	平成 29 年度	平成 30 年度
経常費用	1,666	1,625	経常収益	21,764	17,215
承継債権管理回収業務費	1,539	1,471	承継債権管理回収業務収入	21,750	17,206
一般管理費	127	153	資産見返運営費交付金戻入	1	1
雑損	-	0	財務収益	10	7
			雑益	2	1
当期純利益 (又は当期純損失)	20,879	16,016	臨時利益	782	426
当期総利益 (又は当期総損失)	20,879	16,016			

(7) 一時金支払等勘定

一時金支払等勘定は、機構法附則第 5 条の 3 第 1 項に基づき、平成 31 年 4 月 24 日より一時金支払等業務が開始されたことに伴い、同日より設置しております。

2. 将来展望と対処すべき課題

急速な少子・高齢化に伴う本格的な人口減少社会の中で、このまま人口減少が進行した場合、将来的に経済規模の縮小や生活水準の低下、社会保障の負担増や制度維持など深刻な影響をもたらすことが懸念されております。これらの諸問題に対して、政府では「ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）」を始めとした政策が打ち出され、各分野における施策が進められております。

保育・介護の分野においては、子育てや介護をしながら仕事を続けることができる社会をつくるため、増大する保育・介護のニーズに対応したサービス基盤の確保や、求められる保育・介護サービスを提供するための人材の確保に向けて必要な施策の推進が求められております。「ニッポン一億総活躍プラン」では、2020年代初頭までに約50万人分の介護の受け皿の整備、介護ロボットやICT等を活用した介護の生産性向上の推進、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」では、待機児童を解消するため、「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに約32万人分の保育の受け皿の整備といった具体的な施策が掲げられているところです。

医療の分野においては、将来の医療の必要量を踏まえた医療機能の分化・連携を進め、限られた医療資源の適正な配分を図ることにより、増大する医療サービスの需要に対応する地域医療提供体制を構築するため、都道府県においては、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の医療機能ごとに各地域の2025年の医療需要と病床の必要量を推計する地域医療構想の策定を完了しており、政府においては「経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）」で、民間医療機関については、2025年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を求めるとともに、病床の転換や介護医療院への移行などが着実に進むよう、地域医療介護総合確保基金等を見直しによる病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行うことなどが掲げられております。今後は、地域医療構想に基づき、地域内での医療機能の適正な配置を実現するため、医療機関による自主的な機能分化や都道府県から医療機関に対する個別の調整等の具体的な取組みが進められる予定です。

当機構としては、こうした増大かつ多様化するニーズに対応して、それぞれの政策の実現を推進する政策金融機関としてますます重要となる役割を果たすべく、特別養護老人ホーム、小規模・多機能型サービス拠点、地域密着型サービス拠点、障害者の自立支援に配慮したサービス基盤、保育所等の福祉施設や病院、診療所等の医療施設に対する融資やNPO等への助成など多種多様な事業を的確に推進するとともに、以下のような主要な課題に着実かつ適切に対処していくことにより、市場において積極的な評価をいただけるよう努めて参存です。

(1) 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で、福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行っていくとともに、多岐にわたる事業を実施している当機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図って参ります。

(2) 内部統制の充実

平成26年4月1日より金融検査マニュアルに準拠したガバナンス態勢を構築・運用しております。

具体的には、内部統制基本方針を定め、理事長のもと当機構の内部統制全体を審議するガバナンス委員会を設置し、そのもとの、金融検査マニュアルを参考に、

- ・ 法令等遵守
- ・ 各リスク管理（統合的リスク、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、システムリスク、事務リスク等）
- ・ 顧客保護等

などのそれぞれの統括管理責任部門を定め、その役割（モニタリング・報告態勢等）を明確にし、必要な内部規程等を整備しております。また、ガバナンス委員会や監査によるモニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行っております。

これらの態勢を適正に運用することにより、当機構の組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制の更なる充実を図って参ります。

(3) 業務・システムの効率化と情報化の推進

情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心に、業務の見直し並びにシステム構成及び調達方法の見直しを行うことにより、システムコストの削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、利用者の利便性向上及び政府の方針を踏まえた情報セキュリティ対策を実施しつつ、情報シ

システムの整備及び当機構が行う事業・業務の情報化を計画的かつ合理的に進めるとともに、情報化推進体制の強化を図って参ります。

(4) 東日本大震災等の被災者に対する迅速な対応

東日本大震災、平成 28 年熊本地震等の激甚災害により被災した社会福祉施設、医療施設等の復旧を支援するため、一定期間無利子や融資率を 100%とする等の優遇措置を講じるとともに、旧債務に係る積極的な条件変更（償還期間の延長、金利の見直し等）、災害復旧のための新規貸付条件の更なる緩和（償還期間及び据置期間の延長、無担保貸付額の拡充等）を講じており、今後も引き続き被災地の復旧・復興を支援して参ります。

3. 事業等のリスク

(1) 国等の政策及び関与に伴うリスク

当機構は、国の政策・指針等に即して地方公共団体が策定する整備計画等に基づく社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築及び年金受給者の自立支援等、国の福祉政策及び医療政策と連携を図り、社会福祉の増進や医療の普及の向上等、政策目的の実現のため、政府と一体となって事業を推進しております。従ってこれらの国等の政策及び関与に伴い事業等に影響を受けることがあります。

(2) 国等の政策評価等に伴うリスク

当機構は、通則法第 32 条及び第 35 条等により、各事業年度における業務の実績について厚生労働大臣の評価を受けなければならないとされております。また、厚生労働大臣は、中期目標の期間の終了時まで、当機構の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされております。

(3) 当機構における貸付事業について

① 金利リスク等について

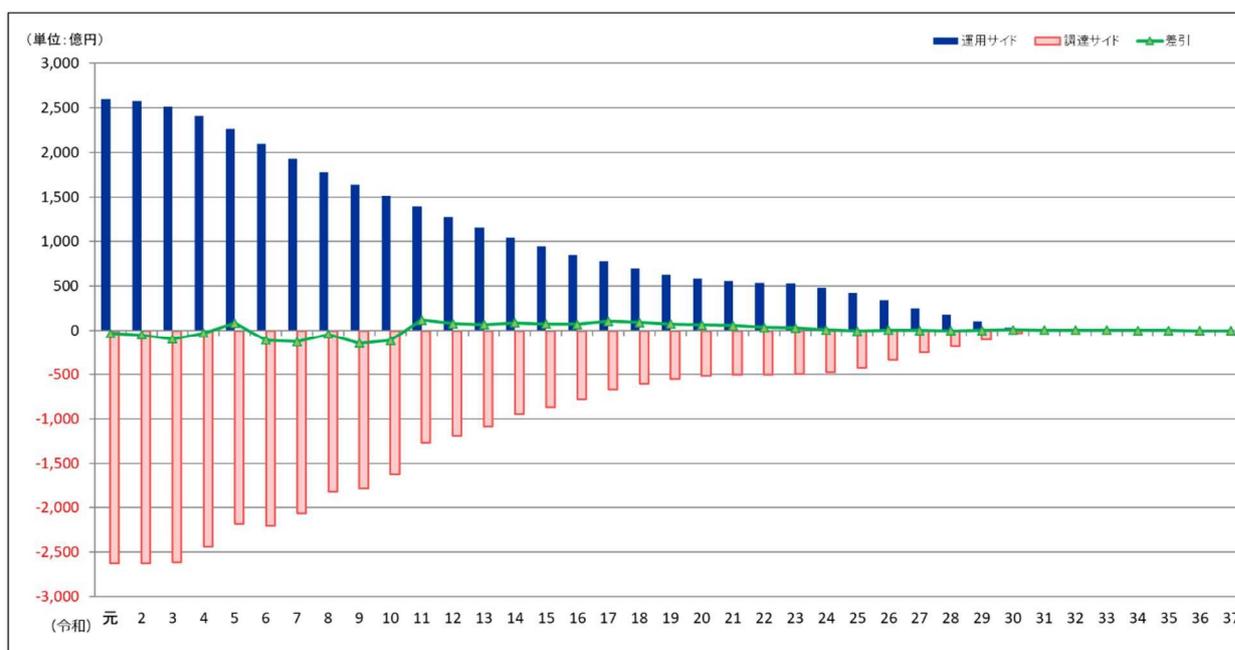
当機構における貸付事業は、調達期間と貸付期間が一致していないものがあること、また金利スワップ等のリスクヘッジを行っていないことから、金利リスクが発生しております。これらの金利リスクは、当機構が負っております。

また、当機構の一般勘定の貸付金は長期かつ低利であることから、金利低下局面において繰上償還が生じるリスクがありますが、任意の繰上償還に際して所定の弁済補償金を徴収する弁済補償金制度を導入することで、再運用リスクの軽減を図っております。

このように、金利動向により当機構の貸付事業が一定の影響を受ける可能性がありますが、これら貸付事業において生じる損失については、予算措置により受け入れる利子補給金により補てんされております。

なお、当機構では、資産・負債を総合的に管理する観点から、金利リスクの把握・分析に努めており、デュレーション分析、マチュリティアラダー分析等の手法を活用しております。

平成 30 年度末 貸付事業（一般勘定）のマチュリティアラダーグラフ



<平成30年度 一般勘定における貸付事業の運用サイドと調達サイド各要素>

運用サイド (貸付金)	調達サイド (借入金・債券)
○貸付金残高 福祉貸付 21,014 億円 医療貸付 13,445 億円 計 34,459 億円 (貸付金償還方法) 福祉貸付 ・元金均等毎月償還 (利息も同じ) 医療貸付 ・元金均等毎月または3か月賦償還 (利息も同じ)	●借入金等残高 財政融資資金借入金 31,383 億円 債券 (財投機関債) 2,400 億円 貸付受入金相当分 341 億円 計 34,124 億円 (財政融資資金借入金償還方法) 元金均等年2回償還 (利息も同じ) (債券償還方法) 満期一括償還 (利息年2回)
○貸付平均利回り 福祉貸付 1.11% 医療貸付 1.31% 計 1.19%	●借入金等平均利回り 財政融資資金借入金 1.04% 民間借入金 (短期) 0.08% 債券 (財投機関債) 0.95% 計 1.04%
○貸付平均残余年数 福祉貸付 18.55 年 医療貸付 16.82 年 計 17.87 年	●借入金等平均残余年数 財政融資資金借入金 17.89 年 債券 (財投機関債) 5.35 年 計 17.00 年
○当初平均貸付期間 福祉貸付 26.67 年 医療貸付 26.88 年 計 26.72 年	●当初平均借入等期間 財政融資資金借入金 26.62 年 債券 (財投機関債) 10.00 年 計 25.01 年
○デュレーション 9.38	●デュレーション 9.12

② 貸倒リスクについて

(ア) 一般勘定

一般勘定における貸付金は、貸付先である社会福祉及び医療の関連事業者等が経営困難に陥った場合、将来的に貸倒損失によって処理される可能性があるため事業収支を悪化させるリスクがありますが、当機構は適切な債権管理に努めるとともに延滞債権の回収とその発生額の減少に努めております。

(イ) 年金担保貸付勘定

年金担保貸付事業においては、貸付金の回収にあたり年金支給機関からの年金支給時に直接回収を行っております。当該貸付は、債務者の死亡や年金受給権の失権等により貸倒リスクが発生する可能性がありますが、借入希望者の多くが利用する公益財団法人年金融資福祉サービス協会*による信用保証制度によってその貸倒リスクは軽減されております。なお、当該貸付事業においても一般勘定における貸付事業と同様にリスク管理債権の発生減少に努めていくこととしております。

(ウ) 労災年金担保貸付勘定

労災年金担保貸付事業は、平成16年4月1日に労働福祉事業団の解散に伴い当機構へ業務移管されたものです。

労災年金担保貸付事業においても、貸付金の回収にあたり厚生労働省からの年金支給時に直接回収を行っております。当該貸付は、債務者の死亡や年金受給権の失権等により貸倒リスクが発生する可能性がありますが、平成16年度から年金担保貸付事業同様、公益財団法人年金融資福祉サービス協会による信用保証制度によってその貸倒リスクは軽減されております。なお、当該貸付事業においても年金担保貸付事業と同様にリスク管理債権の発生減少に努めていくこととしております。

※ 公益財団法人年金融資福祉サービス協会

年金担保貸付における信用保証制度で、厚生年金保険等の年金受給者が年金担保小口資金を借り受けるときに、個人の連帯保証人に代わり、協会が連帯保証人を引き受ける事業を行っております。なお、平成30年度における貸付利用者のうち99.9% (年金担保貸付99.9%、労災年金担保貸付100.00%) が当制度を利用しております。

<貸付事業における債権分類について>

一般勘定においては、平成10年度から従来の延滞債権額に加え、民間金融機関の基準に準じて、破綻先債権額、3箇月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を開示しております。

また、年金担保貸付勘定においては平成13年度から、労災年金担保貸付勘定においては平成16年度から、それぞれ業務の開始に伴い開示しております。

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分		平成29年度	平成30年度
破綻先債権	(A)	1,818	1,889
延滞債権	(B)	37,852	62,003
3箇月以上延滞債権	(C)	1,062	795
貸出条件緩和債権	(D)	42,926	44,461
合計＝(A)＋(B)＋(C)＋(D)	(E)	83,660	109,150
総貸付残高	(F)	3,528,102	3,445,935
比率 (E)／(F)×100		2.37%	3.17%

(年金担保貸付勘定)

(単位：百万円)

区 分		平成29年度	平成30年度
破綻先債権	(A)	40	27
延滞債権	(B)	33	26
3箇月以上延滞債権	(C)	12	8
貸出条件緩和債権	(D)	11	9
合計＝(A)＋(B)＋(C)＋(D)	(E)	98	71
総貸付残高	(F)	57,404	51,352
比率 (E)／(F)×100		0.17%	0.14%

(労災年金担保貸付勘定)

(単位：百万円)

区 分		平成29年度	平成30年度
破綻先債権	(A)	1	0
延滞債権	(B)	0	0
3箇月以上延滞債権	(C)	0	2
貸出条件緩和債権	(D)	-	0
合計＝(A)＋(B)＋(C)＋(D)	(E)	1	3
総貸付残高	(F)	1,351	1,195
比率 (E)／(F)×100		0.09%	0.32%

(承継債権管理回収勘定)

(単位：百万円)

区 分		平成29年度	平成30年度
破綻先債権	(A)	7,028	6,370
延滞債権	(B)	3,858	3,208
3箇月以上延滞債権	(C)	3,462	2,880
貸出条件緩和債権	(D)	16,408	13,350
合計＝(A)＋(B)＋(C)＋(D)	(E)	30,757	25,809
総貸付残高	(F)	508,620	429,278
比率 (E)／(F)×100		6.05%	6.01%

注1) 区分の定義は、以下のとおりです。

- (A) 破綻先債権 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
- (B) 延滞債権 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (C) 3箇月以上延滞債権 3箇月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3箇月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- (D) 貸出条件緩和債権 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金

利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3箇月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

注2) 一般勘定における総貸付残高(F)には、以下の貸付受入金が含まれております。

- ・平成29年度貸付受入金 68,475百万円
- ・平成30年度貸付受入金 34,056百万円

注3) 承継債権管理回収勘定

(1) 総貸付残高(F)には、以下の仮受金が含まれております。

- ・平成29年度仮受金 552百万円
- ・平成30年度仮受金 529百万円

(2) 債権質により転借人から回収している債権については、当該転貸債権の状況により判断しており、当該転貸債権の正常債権については、リスク管理債権に含めておりません。

- ・平成29年度 1,739百万円
- ・平成30年度 1,312百万円

(3) リスク管理債権のうち、金融機関の保証で全額回収が見込まれる債権があり、当該債権額とその額を除いた比率は以下のとおりです。

- ・平成29年度 21,164百万円 1.89%
- ・平成30年度 17,252百万円 1.99%

注4) 金額の百万円未満は、切り捨て表示しております。

<貸出金の自己査定について>

当機構における平成30年度末における貸出金の資産内容につきましては次のとおりです。

(一般勘定)

(単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	9,479	2,164,525
	要注意先	3,550	1,183,563
	要管理先以外	3,438	1,136,192
	要管理先	112	47,371
	計	13,029	3,348,088
貸倒懸念債権	破綻懸念先	78	52,431
破産更生債権等	実質破綻先	51	9,468
	破綻先	22	1,889
	計	73	11,357
合計	計	13,180	3,411,879

(年金担保貸付勘定)

(単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	176,146	51,298
	要注意先	6	1
	要管理先以外	6	1
	要管理先	-	-
	計	176,152	51,299
貸倒懸念債権	破綻懸念先	25	6
破産更生債権等	実質破綻先	50	20
	破綻先	38	25
	計	88	45
合計	計	176,265	51,352

(労災年金担保貸付勘定)

(単位：件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	2,715	1,194
	要注意先	1	0
	要管理先以外	1	0
	要管理先	-	-
	計	2,716	1,194
貸倒懸念債権	破綻懸念先	1	0
破産更生債権等	実質破綻先	1	0
	破綻先	1	0
	計	2	0
合 計		2,719	1,195

(承継債権管理回収勘定)

(単位：件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	37,478	89,618
	要注意先	109,429	325,610
	要管理先以外	95,179	299,536
	要管理先	14,250	26,074
	計	146,907	415,229
貸倒懸念債権	破綻懸念先	89	4,922
破産更生債権等	実質破綻先	625	2,761
	破綻先	1,808	6,364
	計	2,433	9,126
合 計		149,429	429,278

注1) 債務者区分は以下のとおりです。

- ・正常先 : 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がない債務者をいう。
- ・要注意先 : 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済、もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者の他、業況が低調ないし不安定な債務者または財務内容に問題があるなど今後の管理に注意を要する債務者をいう。
- ・要管理先以外 : 要注意先のうち要管理先以外の債務者をいう。
- ・要管理先 : 要注意先に対する債権のうち3か月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出債権）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権）となっている債務者をいう。
- ・破綻懸念先 : 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。
- ・実質破綻先 : 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。
- ・破綻先 : 破産、清算、会社更生、民事再生又は手形交換所の取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいう。

注2) 一般勘定における貸付金残高は、貸付受入金残高34,056百万円を控除したものです。

注3) 承継債権管理回収勘定における貸付先数は、貸付件数を計上しております。

注4) 金額の百万円未満は、切り捨て表示しております。

(4) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務について

承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、機構法附則第5条の2の規定により、年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を、当機構が平成18年4月1日に承継したものです。

当該業務については新たな貸付けを行っておりません。また、承継した債権については、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時行うことにより、適切な債権管理・回収を行っております。

なお、今後、貸倒れによる損失等により繰越欠損金が発生した場合は、欠損金相当額を出資金から減額する仕組みとなっておりますので、新たな負担が発生する等のリスクはございません。

4. 経営上の重要な契約等

当機構の経営に際して重要な契約等はありません。

5. 研究開発活動

当機構において研究開発活動は行っておりません。

6. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 平成30年度末における財政状態について

当機構における法人全体の資産は、4兆740億円となっております。これを各勘定別に見ますと、一般勘定の3兆4,068億円が全体の83.62%を、また、承継債権管理回収勘定の4,862億円が11.93%を占めております。

その資産の主なものは長期貸付金であり、一般勘定においては3兆4,118億円を、また、承継債権管理回収勘定で4,287億円を計上しており、資産全体の83.74%、10.52%をそれぞれ占めております。

一方、負債については一般勘定の3兆3,898億円が全体の95.07%を占めております。

<各勘定別の財政状態>

(単位：百万円)

	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	法人単位
資産の部	3,406,803	51,162	74,302	51,863	3,719	486,222	4,074,074
負債の部	3,389,880	51,118	71,571	51,628	36	1,326	3,565,561
純資産の部	16,922	43	2,731	234	3,682	484,896	508,512
負債純資産合計	3,406,803	51,162	74,302	51,863	3,719	486,222	4,074,074

(2) 平成30年度における経営成績について

当機構における法人全体の経常収益は、1,946億円となっております。勘定別では、共済勘定の1,119億円が全体の57.49%、一般勘定の438億円が22.50%、保険勘定の206億円が10.58%をそれぞれ占めております。

一方、経常費用においては、法人全体で1,776億円であり、共済勘定の1,067億円が全体の60.09%を、一般勘定の466億円が26.28%を占めております。

さらに法人全体の当期総利益は172億円となっており、主な要因は、承継債権管理回収勘定で160億円、保険勘定で40億円の当期総利益を計上した一方、一般勘定で28億円の当期総損失を計上したことによるものです。

なお、当機構では機構法第15条及び機構法附則第5条の2第5項に基づき区分経理することとなっておりますので、各勘定別の詳細につきましては、本説明書49～51ページの「発行者情報の部 第2事業の状況 1.業績等の概要」をご参照ください。

<各勘定別の経営成績>

(単位：百万円)

	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	法人単位
経常収益	43,818	111,924	20,604	1,085	16	17,215	194,665
経常費用	46,694	106,737	21,314	1,223	20	1,625	177,616
経常利益又は損失	△2,875	5,186	△709	△138	△4	15,590	17,049
臨時利益	-	1,208	4,789	1	0	426	6,425
臨時損失	-	6,378	-	-	-	-	6,378
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	136	4	-	140
当期総利益又は総損失	△2,875	16	4,079	-	-	16,016	17,237

(3) 平成30年度キャッシュ・フロー計算書について

当機構における法人全体の業務活動によるキャッシュ・フローは390億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは200億円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローは562億円の支出となっております。その結果、資金減少額が371億円となり、資金期末残高は294億円となっております。

(単位：百万円)

	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	法人単位
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	50,837	6,130	△2,238	5,886	151	△21,711	39,057
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	△147	△25,002	2,241	△6	△0	2,892	△20,023
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	△49,604	△6	△1	△5,854	△731	△7	△56,204
IV 資金増加額又は減少額	1,085	△18,877	0	25	△579	△18,826	△37,170
V 資金期首残高	3,695	39,925	36	332	3,100	19,541	66,632
VI 資金期末残高	4,781	21,048	37	358	2,520	714	29,461

(4) 平成30年度行政サービス実施コスト計算書について

行政サービス実施コスト計算書は、独立行政法人の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、企業会計原則に準拠した独立行政法人会計基準に基づく財務諸表の一つとして作成しております。

行政サービス実施コストでは、国民の将来の負担や内在的な損失等を明確にするため将来生じ得るリスクについても民間企業と同様の評価を行い、また、通常コストとして認識されない政府出資金等に係わる機会費用についてもコストとして認識しております。

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	法人単位
I 業務費用	5,401	45,976	813	136	4	△16,015	36,316
II 損益外減価償却相当額	0	-	-	0	-	-	1
III 引当外賞与見積額	8	2	△0	-	-	-	10
IV 引当外退職給付増加見積額	△29	26	0	0	0	0	△2
V 機会費用	-	-	-	-	-	-	-
VI 行政サービス実施コスト	5,381	46,004	813	137	4	△16,014	36,326

(5) 令和元年度財政投融资対象事業に関する政策コスト分析について

令和元年度政策コスト分析結果は下記のとおりです。

なお、政策コスト分析では、令和元年度財政投融资対象事業である一般勘定（福祉医療貸付事業）についての分析がなされております。分析は、令和2年度以降は新規事業を行わない、将来にわたる補助金等の総額を現在の価値として評価する（割引現在価値額）、出資金等の機会費用をコストとして計上する等、一定の前提のもとに行われております。

区 分	政策コスト	分析期間
一般勘定（福祉医療貸付事業）	△352億円	37年間

なお、当該分析の詳細につきましては財務省ホームページで公表されております。

○財務省ホームページ

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa300726/12.Pdf

(6) 平成 30 年度業務実績の大臣評価について

当機構は、通則法第 32 条に基づき、各事業年度における業務の実績について、厚生労働大臣の業績評価を受けております。以下は、当機構の平成 30 年度業務実績の評価結果（令和元年 10 月 2 日付）を要約したものです。

○平成 30 年度業務実績全般の評価

項目別評価は 14 項目中、A が 3 項目、B が 10 項目、C が 1 項目であり、うち重要度「高」であるものは、A が 3 項目、B が 1 項目ある。

加えて、全体の評価を引き下げる事象はなかったことから、「B」評価とする。

福祉医療貸付事業は、3 つの指標の達成度平均が 120.2% であることに加え、定性面でも、平成 30 年度に発生した災害の被災先に対して災害復旧資金や返済猶予措置等により迅速に対応したことなど、国の福祉医療政策等に沿った政策融資が効果的に行われていることを総合的に判断し、「A」評価とする。

福祉医療経営指導事業は、4 つの指標の達成度平均が 134.1% であることに加え、定性面でも、リサーチレポートの作成・プレスリリース等により有益な情報を広く提供したこと、その結果としてマスコミの引用回数が前年度より大幅に増加していることなど、福祉・介護・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営に資する取組みを実施していることを総合的に判断し、「A」評価とする。

社会福祉振興助成事業は、助成事業を通じて、助成団体内外において、成果を発揮し、非営利法人が行うあらゆる活動に対して効果的な助成ができてきていることから、「B」評価とする。

退職手当共済事業は、電子届出システム利用者アンケート結果において、利用者の 96.1% から「職員の安定的な確保に貢献している」との回答を得ており、退職手当共済制度の安定的な運営により、社会福祉施設等の福祉人材の確保に寄与していると考えられるため、「B」評価とする。

心身障害者扶養保険事業は、定量的指標について、平成 30 年度において、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を 16 回行い、目標値を上回るなど、所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。

福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）は、提供する情報の質の向上及び利用者の利便性の向上に努めた結果、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することができていると考えられるため、「A」評価とする。

年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業は、令和 3 年度末を目標とした新規貸付の終了に向けて、利用者や現場窓口に混乱を生じさせないように、必要な周知広報を開始するなど、所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。

承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を進めるため、関係機関へのヒアリングを通じて、減少傾向が続く債権残高の動向を踏まえた収支状況や今後の課題の把握・分析を行うなど、所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。

業務・システムの効率化と情報化の推進については、各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、計画的なシステムの導入及び改善に努めるなど、所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。

経費の節減については、平成 30 年度において、一般管理費、業務経費ともに基準年度を下回ることができなかつたため、「C」評価とする。今後は、中期目標期間の最終年度（令和 4 年度）に向けて、改めて、職員、再雇用職員、人材派遣職員の適材適所等を含めた人員配置の最適化により、経費の節減に努めてもらいたい。

運営費交付金以外の収入の確保等については、自己収入の確保及び資金調達、国庫納付について適切に行うなど、所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。

効率的かつ効果的な業務運営体制の整備については、業務方法の更なる改善を図り、効率的かつ効果的な業務運営体制の整備に努めるなど、所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。

内部統制の充実については、内部統制の充実やセキュリティ対策の強化に取り組むなど、所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。

人事に関する事項については、ワーク・ライフ・バランスの推進や研修制度の充実に努め、人事施策の改善・充実を図るなど、所期の目標を達成していることから、「B」評価とする。

なお、各評価結果の全文につきましては、当機構ホームページ又は、厚生労働省ホームページで公表されております。

○当機構ホームページ

<https://www.wam.go.jp/hp/koukai-tabid-63/koukai-jisseki-tabid-118/>

○厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/seisaku-hyouka.html>

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

平成30年度における主要な設備等への支出実績は特にありません。

2. 主要な設備の状況

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

内 容	所 在 地	建 物	構 築 物	車 両・ 運 搬 具	工 具 器 具 備 品	土 地		合 計
		帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	面 積	帳簿価格	帳簿価格
事務所等	東京都 港区他	16	-	0	141	-	-	157

3. 設備の新設・除却等の計画

令和元年度の主要な設備等への支出計画は特にありません。

第4 発行者の状況

1. 資本金残高の推移

当機構における資本金残高の推移は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	平成 26 年度末	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末
一般勘定	23,793	23,354	22,136	21,787	21,787
共済勘定	—	—	—	—	—
保険勘定	—	—	—	—	—
年金担保貸付勘定	—	—	—	—	—
労災年金担保貸付勘定※ ¹	4,397	4,397	4,397	4,397	3,666
承継債権管理回収勘定※ ²	1,093,191	874,857	738,517	564,431	468,879
一時金支払等勘定※ ³	—	—	—	—	—
合計	1,121,382	902,609	765,051	590,617	494,334

※¹ 労災年金担保貸付勘定については、平成 30 年 10 月 30 日付会計検査院からの意見表示を踏まえ、当該事業の実績及び今後の事業規模を考慮するなどして真に必要な政府出資金の額を厚生労働省と検討したうえ、当該事業に係る政府出資金相当額の一部について、将来にわたり事業を確実に実施するうえで必要がなくなったと判断し、平成 31 年 3 月 25 日に国庫納付するとともに、同日付で政府出資金を 730 百万円減少させております。

※² 承継債権管理回収勘定における政府出資金については、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成 16 年法律第 105 号）附則第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 4 月 1 日に承継された年金住宅融資等の貸付債権額見合いとして出資されております。

また、回収された元金を国庫に納付すること等に伴い、政府出資金は機構法に基づき減額することとなっております。

なお、平成 30 年度においては、元金及び積立金の合計 116,431 百万円を国庫納付し、このうち元金見合い分の 95,551 百万円について政府出資金を減少させております。

※³ 一時金支払等勘定については、平成 31 年 4 月 24 日付で勘定を設置しております。

2. 役員状況

役職名	氏名 理事の担当業務	任 期	略 歴
理事長	なかむらひろかず 中村裕一	自 平成30年4月1日 至 令和5年3月31日	菱進ホールディングス株式会社取締役社長 三菱UFJ信託銀行株式会社執行役員
理事	はらぐちまこと 原口真 総務部、企画管理部 NPO リソースセンター	自 令和元年10月1日 至 令和3年9月30日	厚生労働省大臣官房付
理事	かざまこうじ 風間弘次 福祉医療貸付部、上席推進役、 経営サポートセンター 年金貸付部、大阪支店	自 令和元年10月1日 至 令和3年9月30日	独立行政法人福祉医療機構企画管理部長
理事	まつなわたかし 松縄正 経理部、顧客業務部 共済部	自 令和元年10月1日 至 令和3年9月30日	ニッセイ・リース株式会社取締役執行役員
監事	よしのひろし 吉野裕	自 平成30年7月1日 至 令和4年度の財務諸表 承認日	ちばぎんアセットマネジメント株式会社取締役社長
監事 (非常勤)	おおはしひろこ 大橋裕子	自 平成30年7月1日 至 令和4年度の財務諸表 承認日	大橋裕子公認会計士事務所所長

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な体制

当機構は、機構法第3条に基づき、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることとされております。また、この他年金制度等に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付を行うことを目的として設立された独立行政法人です。厚生労働大臣を主務大臣とし、機構法その他の関係法令等に基づき業務運営を行っております。

当機構の業務実績に関する評価については厚生労働大臣が評価を実施し、決定しております。

当機構と主務官庁又は外部との関係等につきましては、本説明書 11～12 ページの「発行情報の部 第 1 発行者の概況 3. 事業の内容 (5) 日本政府との関係について」をご参照ください。

(2) 内部管理等の体制

① 役員による運営

当機構は、理事長及び理事等により構成される役員会や経営企画会議において、業務運営の基本方針等に関する審議や経営の企画及び管理に係る重要事項に関し協議を行っているほか、平成 26 年度より設置されたガバナンス委員会において、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢及び顧客保護等管理態勢を継続的に充実させ、経営の公正性及び透明性を高めるための審議等を行っております。

② 監事による監査

監事は、当機構の業務及び会計に関する監査を行っております。また、監事は、役員が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は通則法等に違反する事実もしくは不当な事実があるときは、遅滞なく、その旨を理事長及び厚生労働大臣に報告しなければなりません。

③ 内部監査

理事長は、当機構の業務運営が規程等を遵守し、適正かつ効率的になされているかについて、職員に命じ内部監査を行っております。

④ 会計監査人による監査

当機構は、通則法第 38 条第 2 項及び第 39 条により会計監査人により財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の監査を受けており、このように監査を受けた財務諸表を作成・公表することで、当機構の会計処理に係る透明性の向上に努めております。